

訳してみよう! Let's English

Summer English Camp

This summer I helped out with the Aso High School Summer English Camp. I was extremely excited to see some of my former students again and to have fun playing games and communicating in English. The English camp was 3 days long and there were about 12 students there, 10 from Aso High School, 1 from Aso Kita Junior High School and 1 from Ichinomiya Junior High School.

We had a wonderful time together playing games, singing songs, and watching movies. I also taught them how to play my favorite game, American Football. The main activity of the camp was an English skit the students would make in groups and then present on the last day. I was so proud of the students that day because they made very funny and creative skits, and they did it all in English! Everyone at the camp became good friends and had a fantastic time. I know that next years camp will be even better.

英語指導助手
ジェイミー・マッキー



夏の英語キャンプ

※今回は、ジェイミー先生が訳も担当されました。

この夏、私は阿蘇高校の英語キャンプに参加して、お手伝いをしました。私は、再び私が教えた卒業生に会い、ゲームをし、英語で交流しながら楽しめるので、とてもわくわくしていました。英語キャンプは3日間で、阿蘇高校から10人、阿蘇北中学から1人、一の宮中学から1人の参加がありました。

私たちは、ゲームをしたり、歌をうたったり、またビデオを見たりして素晴らしい時間を一緒に過しました。また、私は自分の好きなアメリカンフットボールのゲームの仕方を彼らに教えました。キャンプの主な活動は学生がグループを作って、最終日に提示する英語の寸劇でした。その日、私は彼らが非常におもしろく創造的な寸劇を作ったので、私は彼らをととても誇りに思いました。そして、彼らはすべてを英語でやりました！ キャンプに参加したみんなは、良い友人になって、すばらしい時間を過しました。来年のキャンプがさらに良くなると思っています。



11月9日〜15日は全国秋季火災予防週間です。

標語

「あなたです
火のあるくらし
見はり役」

これからの季節、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。火の元に十分ご注意ください。

130年前の戦いで
使用された鞍とあぶみ
持ち主のふるさとへ

浄土真宗明浄寺(坊中)に門徒から譲り受けていた、西南の役(1877年)の時の鞍とあぶみの譲り渡し式が10月21日、明浄寺で行われ、西郷隆盛などの資料館で知られる「西郷南洲顕彰会館(鹿児島市)へ寄贈されました。

この鞍とあぶみは西南の役で激戦地となった田原坂近くに住んでいた門徒の祖父が取得されたもので、供養を兼ね昭和39年に高宮達生住職に譲り渡されていました。そして40年、昨年高宮さんが息子さんに住職を譲るため書類物品を整理していた際に再度目にし「家紋も入っているし、故郷へ帰すことができないか」と思い立ち、西南の役について



▲西郷南洲顕彰会館長ほか館の勉強生が来寺し行われた譲り渡し式のもよう。

て一年間学ばれ、鹿児島島の性徳寺住職に相談するなど努力。その結果、西郷南洲顕彰会館への寄贈へとたどりつき130年ぶり鹿児島島の地へ帰すことができました。

阿蘇でも激戦があり、官軍、薩軍あわせて40数名が戦死され、戦死者慰霊碑が南阿蘇村長陽に建立されています。

熊本県人権センターから

人権啓発ラジオ「共に生きる ハトメツセージ」のお知らせ

さまざまな人権課題に関して、県内各地で活躍している方とパーソナリティ(大田黒浩一さん)とのトーク番組です。

放送局：RKK熊本放送

放送日時：毎週木曜日 10:15～10:25

内容：

放送日	テーマ
11/10	子どもの人権①～児童虐待について～
11/17	HIV感染症等をめぐる人権
11/24	障害者の人権③～知的障害について～
12/1	水俣病をめぐる人権
12/8	同和問題①～同和問題について(1)～
12/15	同和問題②～人権教育について～
12/22	同和問題③～えせ同和行為について～
1/5	女性の人権①～DV(ドメスティック・バイオレンス)～

12月4日～10日は 第57回人権週間です

法務局からのお知らせ

「世界人権宣言採択の日(人権デー)」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及に努めてきたところです。

今年も、12月4日～10日を「第57回人権週間」として、各種啓発行事を実施する予定にしています。

平成17年度の啓発重点目標は「育てよう 一人一人の 人権意識―思いやりの心・かけがえのない命を大切に―」のほか、次の事項を強調事項として定めています。

- 部落差別をなくそう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう

ご存じですか？

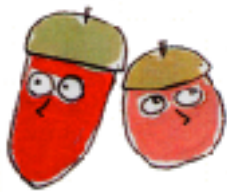
セクシュアル・ハラスメントは人権侵害

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものです。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントが発生した場合、雇用管理者において、指導を強化し、懲戒処分も含め、厳正な対処を行い、再発防止のための改善が必要です。

あなたの周りには、こんな事ありませんか？
これがセクシュアル・ハラスメントの一例です。

- 胸などの大きい・小さい、スリーサイズなど、身体的特徴を話題にする。
- プライバシーである結婚・離婚、出産について詮索したり、噂を流したりする。
- 「男のくせに…」「女ならお茶くみをしろ」などと、性質役割を押しつける。
- ジロジロと身体をなめまわすようにみる。

- 女性であることを理由に、仕事の実績を不当に低く評価し、人事でも差をつける。
- 不必要な身体的接触を行う。
- トイレ・更衣室・シャワー室・浴室などをのぞき見する。
- 異をとねえたり、不快な表現をしたりした相手を、非難するなどしてダメージを与える。
- 腕力や言葉による暴力をふるう。



人権・男女共同参画に関する問合せ先

阿蘇市人権啓発課

☎ 22-3206

大会出場・功績を収めた方の 広報誌掲載・横断幕作成について

問合せ先

広報誌：阿蘇市役所企画財政課
Tel：22-3169

横断幕：阿蘇市教育委員会 生涯学習課
Tel：22-3214

現在、広報誌でスポーツや技術芸術等で優秀な成績を収めた方、または全国大会などに出場される方を紹介していますが、これらはご家族や関係者からの情報により掲載されています。
本来であれば全員の方を紹介すべきですが、個人情報規制、市外の学校であるなどで、すべてを把握することが難しく、これまでたくさんの方が色々な大会でご活躍されたにもかかわらず、一部の紹介になりましたことをお詫びいたします。
また、横断幕についても同様の理由で申請があった場合のみ作成しています。ただし、横断幕については全国大会出場が基準です。今後とも、皆様からの情報提供をよろしく願います。

年末調整・確定申告には 社会保険料控除証明書を！

所得税法等が一部改正され、平成17年分の所得申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付が義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が社会保険庁から毎年11月初旬に送付されることになりました。証明書の内容は、本年1月～9月末に納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に初めて保険料を納付する方には、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、年末調整又は確定申告の手続きの際、必ず添付してください。

問合せ先：熊本東社会保険事務所
TEL 096-367-2500

阿蘇市役所市民課 国民年金係
TEL 22-3135

国民年金Q&A

Q、20歳のときに加入手続きを怠り、ついついそのままにして30歳までできてしまいました。今から加入しても大丈夫ですか？

A、すぐに加入手続きを取りましょう。
国民年金は、20～60歳になるまでの40年間保険料を納めることで満額の年金(今年度は794,500円)を支給する仕組みです。
未加入や未納などで保険料を納めた期間が40年に満たないとその分に応じて支給額が減額されます。保険料は2年以上経過すると時効になり納めることができなくなりますので、残念ながら過去10年間分の保険料を納めることはできませんが、今すぐ加入すれば過去2年間分と60歳までの30年分を併せた32年間分の保険料をきちんと納めることで、年金を受取るようにしましょう。

Q、年金額はどのようにして決められるのですか。いったいいくらになるのでしょうか。

A、保険料を納めた期間が決めます。
老齢基礎年金の額は、保険料を納めた期間、免除を受けた期間、加入可能年数をもとに次のように計算されます。(今年度の場合)

$$794,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{免除を受けた月数} \times 3/1}{480 (40年 \times 12ヶ月)}$$

税務課からのお知らせ

土地・家屋を所有されている方へ

固定資産税(土地・家屋・償却資産)は1月1日現在の所有者として登記(登録)されている方に課税されます。

その中でも、家屋については登記されていないことも多く、事実確認にも苦慮していることから、家屋の取り壊しを行われた方はすみやかに税務課に届出を行うようお願いいたします。滅失の確認ができないと翌年度以降も間違えて課税されることがあります。なお、納税通知書送付時に同封しています課税明細書をご確認下さい。

また、平成17年中に家屋の新築、増築、用途変更(住宅を店舗に変更する等)をされた方及び土地の利用状況の変更をされた方は、お手数ですが税務課資産税係までご連絡下さるよう併せてお願いします。

問合せ先：阿蘇市役所税務課
TEL 22-3148

税務署からのお知らせ

～給与所得者の年末調整～

12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。

大部分の給与所得者は、年末調整で源泉徴収税額の精算を行い、その年の納税を完了することになります。年末調整を正しく行うためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告をきちんとすることが大切です。

～平成17年分年末調整での注意点～

- 老年者控除が廃止されました。
- 国民年金保険料等の控除を受ける場合、その保険料等の支払いを証する書類の添付または提示が必要です。

～事業主の皆様へ～

阿蘇税務署では、下記の日程で年末調整等説明会を行います。

開催日：11月17日(木)
会場：大阿蘇環境センター未来館(大会議室)
時間・対象者：10：10～旧一の宮町・旧波野村
13：30～旧阿蘇町

問合せ先：阿蘇税務署 TEL22-0551